

# 重要事項説明書

ケアハウス安芸中野におけるサービス提供にあたり、厚労省令第 107 号『軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準』第 7 条（運営規程）および第 12 条（入所申込者等に対する説明等）により次のとおり重要事項を説明します。

## ○事業者

|        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 事業者の名称 | 社会福祉法人 慈楽福祉会                    |
| 法人所在地  | 広島県広島市安芸区中野三丁目 9 番 5 号          |
| 代表者氏名  | 理事長 <small>ごとうとしあき</small> 後藤俊明 |
| 電話番号   | 082-893-6606 (法人本部)             |
| 設立年月日  | 昭和 50 年 6 月 10 日                |

## ○ご利用施設

|          |                                |
|----------|--------------------------------|
| 施設の種別    | 軽費老人ホーム（ケアハウス）                 |
| 施設の名称    | 安芸中野                           |
| 施設の所在地   | 広島県広島市安芸区中野三丁目 9 番 5 号         |
| 施設長名     | 施設長 <small>やましたとおる</small> 山下透 |
| 電話番号     | 082-893-3360 (安芸中野事業所代表)       |
| F A X 番号 | 082-893-6608                   |
| 開設年月日    | 平成 11 年 2 月 1 日                |

## 1. 施設の目的及び運営の方針

|         |  |
|---------|--|
| 事業の目的   | 「軽費老人ホームは、低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設」（老人福祉法第 20 条の 6）の理念に基づき、安心して自立した生活を送っていただくことを目的とします。                            |
| 施設運営の方針 | ケアハウス安芸中野は「わがままな暮らし」をお送りいただけるよう皆様のプライバシーに配慮し、「自由な暮らし」を基本理念としています。<br>少しでも長くお元気に生活していただき、生活意欲を高めていただくため、自主的な「文化活動」「健康づくり」「社会参加」のお手伝いをいたします。 |

2-1. 職員の職種、数及び職務の内容

| 職 種   | 員 数 | 区 分 |     |       |     | 常勤<br>換算<br>人数 | 指<br>定<br>基<br>準 | 保有資格（延人数）     |
|-------|-----|-----|-----|-------|-----|----------------|------------------|---------------|
|       |     | 常 勤 |     | 非 常 勤 |     |                |                  |               |
|       |     | 専 従 | 兼 務 | 専 従   | 兼 務 |                |                  |               |
| 施設長   | 1   |     | 1   |       |     | 1              | 1                | 介護福祉士、介護支援専門員 |
| 生活相談員 | 1   | 1   |     |       |     | 1              | 1                | 社会福祉士、介護福祉士   |
| 介護職員  | 2   | 2   |     |       |     | 2              | 2                | 介護福祉士（1）      |
| 事務員   | 1   |     | 1   |       |     | 1              | 1                |               |
| 栄養士   | 1   | 1   |     |       |     | 1              | 1                | 管理栄養士         |
| 調理員   |     | 3   |     |       |     | 3              | —                | 調理師(1)、栄養士(2) |
| 調理補助  | 3   | 1   |     | 2     |     | 1.94           | —                |               |
| 宿直員   | 1   |     |     | 1     |     | —              | —                |               |

2-2. 勤務時間および職務内容

| 職 種           | 勤 務 時 間                       | 職 務 内 容                        |
|---------------|-------------------------------|--------------------------------|
| 施設長           | 8:30~17:30                    | 管理責任者                          |
| 生活相談員         | ①7:00~16:15<br>②9:30~18:30    | 生活相談業務・行事の企画実施<br>各関係機関との連携業務等 |
| 介護職員          | (③8:30~17:30)                 | 生活支援業務、<br>行事・レクリエーション活動等      |
| 栄養士           | 8:30~17:30                    | 献立の立案・栄養管理等                    |
| 調理員(常勤)       | ①6:00~15:00<br>②9:30~18:30    | 献立に基づく食事の調理・提供                 |
| 調理補助<br>(パート) | 各々の契約に基づく                     | 常勤調理員の調理補助                     |
| 宿直員           | 16:45~8:15<br>(22:30~5:00 仮眠) | 夜間の施設管理 および 緊急対応               |

3. 入所定員

| 定 員 | 内 訳              |
|-----|------------------|
| 50名 | [ 個 室 ] 42名      |
|     | [ 二人部屋 ] 8名 (4組) |

#### 4. 入所者に提供するサービスの内容

##### 基本サービス

| 種 類             | 内 容   |
|-----------------|---|
| 食 事             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養士の立てる献立により栄養バランスのとれた食事を提供いたします。</li> <li>・食事は閉じこもり防止の為に、原則3階レストランにてお食事していただきます。</li> <li>・キザミ食などの食事形態やアレルギーなど、ご要望がありましたら栄養士までご相談下さい。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【食事時間】 朝食 7:00～ 9:00<br/>昼食 11:00～14:00<br/>夕食 17:00～19:00</p> <p style="text-align: center;">※但し終了時間の30分前までに食事を開始してください。</p>                        |
| 入 浴             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・7階に展望浴場を常設しています。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【入浴時間】 午前 7:30～10:00 午後 13:00～21:00</p> <p style="text-align: center;">※10:00～13:00 は保守管理及び介助浴対象者の時間とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記時間にご利用いただけます。</li> <li>・一人での入浴が危険な方は、介護保険制度によりヘルパーによる介助入浴も可能です。</li> <li>・浴場内での事故防止の為、お二人以上での入浴をお勧めします。</li> </ul> |
| 生活相談            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・余暇活動から小さな心配事など、何でもご相談に応じます。</li> <li>・ご要望に応じ、関係機関をご紹介します。</li> </ul>  |
| 生活援助            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の身体機能の低下に応じて、個別に必要な援助を実施いたします。</li> <li>・但し、身体介護については、原則介護保険サービスでの対応となります。</li> </ul>  |
| 各種手続きの支援        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・分かりにくい行政手続きや制度改正のご案内などは、職員が援助・説明させていただきます。</li> </ul>   |
| 健康管理            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日々の体調観察、病状把握に努め、適切な助言をいたします。</li> <li>・必要に応じて受診を勧め、ご本人・ご家族での対応困難な場合には職員が代替します。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【施設管理医】 中山内科医院 中山 Dr (内科)</p>  |
| 緊急対応            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時には、救急手配やご家族への連絡を迅速に対応いたします。</li> </ul>   |
| 活動支援            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内外問わず、余暇活動などのご相談に応じ、適宜援助いたします。</li> </ul>   |
| 行 事<br>レクリエーション | <ul style="list-style-type: none"> <li>・心身の低下防止を目的に、レクリエーションを含む施設内行事や外出行事を定期的に企画いたします。</li> </ul>   |

## 5. 利用料その他の費用

| 項 目  | 用 途                        | 算 定 基 準                       |
|--|----------------------------|-------------------------------|
| 運営費  | サービスの提供に要する費用<br>(職員の人件費等) | 前年の収入に応じて算定し、<br>広島市が定める金額を適用 |
| 生活費  | 食材料費および<br>共有部分に係る光熱水費     | 広島市が定める金額を適用                  |
| 管理費  | 居住に要する費用                   | 入居時の預かり金により算定                 |
| 光熱水費   | 居室に係る光熱水費                  | 毎月末に使用量に基づいて算定                |
| 冬季暖房費  | 共有部分の暖房費<br>(11月から3月までに限る) | 月額一律料金                        |
| ※ 詳細金額については別途『利用料金規程』に定めます。<br>※ 介護保険サービスをご利用の際には、別途所定の費用負担が発生します。 |                            |                               |

## 6. 施設の利用に当たっての留意事項

|           |   |
|-----------|---|
| 来訪・面会     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・面会時間は 8:00～21:00 までとします。</li> <li>・1 階玄関のインターホンでご用の居室を呼び出してください。</li> <li>・3 階事務所に ご用命下さい。</li> <li>・ゲストルーム (税抜 500 円/日)、居室内にご宿泊いただけます。その際には 3 階事務所に届け出てください。</li> </ul>          |
| 外泊・外出     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・外出・外泊の場合には、所定の様式で届けてください。</li> </ul>  |
| 医療機関への受診  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・恒常的な通院はご本人もしくはご家族にて対応をお願いします。</li> <li>・かかりつけ医を定め受診されることをお勧めします。</li> </ul>   |
| 居室設備      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ(ウォシュレット)、ミニキッチン、エアコン、照明、クローゼット、テレビ端子、外線電話端子、非常通報付インターホン</li> <li>・全室インターネット接続可能です。</li> <li>・外線電話は個人契約で接続できます。</li> <li>・各階 6 号室及び 9 号室には、物置部屋があります。(2,060 円/月加算)。</li> </ul> |
| 飲酒・喫煙     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内は禁煙です。</li> <li>・飲酒は医師や職員の指示に従い、健康を損なうことのないようにしてください。</li> </ul>   |
| 迷惑行為      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・喧嘩、中傷、執拗な訪問・電話 (過干渉)、その他著しく風紀や秩序を乱す行為等については即刻契約解除の事由になります。</li> </ul>   |
| 貴重品の管理    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設による貴重品の管理はいたしておりません。ご本人の管理が困難な場合はご家族にてお願いします。</li> <li>・事情により困難な場合には職員にご相談下さい。</li> </ul>   |
| 宗教および政治活動 | 館内での宗教活動・政治活動は一切禁止とします。   |
| 動物飼育      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生管理の為、いかなる小動物も持ち込み・飼育禁止とします。</li> </ul>  |

|      |   |
|------|---|
| 退去基準 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設を退去となる基準は、以下の要件となります。</li> <li>①心身機能の低下により、介護サービスを利用してもケアハウスの生活が困難と認められる場合。</li> <li>②恒常的に、見守りや夜間の個別対応が必要になる場合。</li> <li>③利用料の滞納が3か月以上続くとき。</li> <li>④他の入居者の生活に著しく迷惑をかけ、重大な影響を及ぼすと施設長が判断した場合。</li> </ul> |
|------|---|

## 7. 非常災害対策

|                           |   |     |      |     |       |
|---------------------------|---|-----|------|-----|-------|
| 非常時の対応                    | 別に定める、『緊急対応マニュアル』に従って避難誘導および安全確保等に努めます。                 |     |      |     |       |
| 防災訓練                      | 年4回以上の防災・避難訓練を実施しています。<br>地域自治会との防災協定を締結し、相互協力を行っております。 |     |      |     |       |
| 防災設備<br>(ケアハウス<br>使用箇所抜粋) | 種別  | 各居室 | 各階廊下 | 各浴場 | レストラン |
|                           | 消火器   | —   | 3    | —   | 1     |
|                           | スプリンクラー   | 3   | 1 2  | 1   | 1 9   |
|                           | 熱および煙<br>感知器  | 3   | 2    | 1   | 2     |
|                           | 消火栓   | —   | 1    | —   | —     |
| 消防計画等                     | 管轄消防署：広島市安芸消防署<br>防火管理者：森本健                             |     |      |     |       |

## 8. その他施設の運営に関する重要事項

|          |  |
|----------|--|
| 前面の駐車場   | 入居者用の駐車場はありません。施設前面の駐車場は隣接する病院のものであります。ご家族が面会時には西側職員駐車場をご利用下さい。  |
| 介護施設への転所 | 介護施設への転所の場合、同法人であっても優先的に入所することはできません。法制度によるものですので、ご理解ください。   |
| 安全面の充実   | 当施設は介護型施設と異なり、自立援助とプライバシーのある生活に主眼を置いております。安否確認と事故防止に努めていますが、施設に入所されることで入居者の安全を担保するものではないことをご理解下さい。                 |
| 共同生活     | 当ケアハウスは理念に掲げるのとおり、皆様に自由な生活をしていただけるようなシステムにしております。しかし、レストランや廊下、浴場など居室を出ればそこは共同生活の場となります。ゆずりあう心と許しあう気持ちを持って生活してください。 |
| 実習生の受入れ  | 当施設は、社会福祉士養成の実習生を受け入れており、福祉についての理解を深めてもらうことを目的としています。実習生には職員同等の守秘義務が課せられています。                                      |

## 9. 施設概要

### (1) 土地・建物

|    |                        |                         |
|----|------------------------|-------------------------|
| 敷地 | 2000.21 m <sup>2</sup> |                         |
| 建物 | 構造                     | 鉄筋コンクリート（地上7階・地下1階）     |
|    | 延べ床面積                  | 4,863.58 m <sup>2</sup> |
|    | 利用定員                   | 50名（ケアハウス）              |

### (2) 居室

| 居室の種類 | 数   | 面積   | 法的基準                |
|-------|-----|--|---------------------|
| 個室    | 42戸 | 平均 22.39 m <sup>2</sup><br>(21.78~23.31 m <sup>2</sup> ) | 21.6 m <sup>2</sup> |
| 二人部屋  | 4戸  | 41.28 m <sup>2</sup>                                     | 31.9 m <sup>2</sup> |

### (3) 主な設備

| 設備の種類 | 数  | 面積                    | 一人あたり面積             |
|-------|----|-----------------------|---------------------|
| レストラン | 1  | 172.46 m <sup>2</sup> | 3.45 m <sup>2</sup> |
| 談話室   | 1  | 49.98 m <sup>2</sup>  | —                   |
| 浴場    | 男性 | 1<br>(二人用)            | —                   |
|       | 女性 | 1<br>(三人用)            | —                   |

## 10. 苦情相談窓口

当施設のご利用にあたっての苦情ご不満等につきましては、下記までご連絡ください。  
苦情の受付方法は、①文書 ②口頭 ③Eメール等のような方法でも可能です。

|        |   |
|--------|---|
| 苦情受付窓口 | 担 当：施設長 山下透<br>受付日時：随時受付<br>連 絡 先：電話 082-893-3360（安芸中野事業所代表）<br>Eメール：akinakano@jiraku.or.jp |
|--------|---|

## 11. 協力医療機関

|        |      |              |
|--------|------|--------------|
| 中山内科医院 | 所在地  | 広島市中野三丁目9-6  |
|        | 電話番号 | 082-892-3118 |
|        | 診療科目 | 内科           |
|        | 救急指定 | なし           |

|        |      |              |
|--------|------|--------------|
| 中村歯科医院 | 所在地  | 広島市中野三丁目9-6  |
|        | 電話番号 | 082-893-3955 |
|        | 診療科目 | 歯科           |
|        | 救急指定 | なし           |

|        |      |                 |
|--------|------|-----------------|
| 安芸市民病院 | 所在地  | 広島市安芸区畑賀二丁目14-1 |
|        | 電話番号 | 082-827-0121    |
|        | 診療科目 | 内科、外科、緩和ケア      |
|        | 救急指定 | あり              |

### 12. 個人情報の取扱いについて

別に定める、『個人情報に関する取り扱い要領』に従い、適切に取扱いいたします。

### 13. 併設施設

| 種 別        | 名 称            | 定員  |
|------------|----------------|-----|
| 特別養護老人ホーム  | あきなかの          | 30名 |
| 通所介護事業所    | デイサービスセンター安芸中野 | 60名 |
| 通所介護事業所    | デイサービスセンターれんげ  | 25名 |
| 慈楽福祉会 法人本部 |                | —   |

※厚生労働省令『軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準』に伴い、平成20年6月1日より施行。

## 別紙

### ケアハウス安芸中野入居について（説明書）

入居にあたりまして、改めてお願いと了解を頂く事項がございますので書面をもって説明させていただきます。

#### 1. ケアハウス安芸中野での生活について

（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準：平成20年5月9日厚生労働省令第107号第17条）

入居者の皆様が、安心していきいきと明るく自立した生活ができるよう、心身の状況や希望に応じた自立への支援を中心に、生きがいを持って生活できるようにするための機会を適切に提供していきます。また、自立活動を支援することを旨とし、入居者又はその家族に対し、生活をしていただく上で必要な事項について説明を行います。

（ア）職員は生活相談援助が主な業務となっており夜勤業務はありません。

ご家族の協力も必要となる場合がございます。

（イ）要支援、要介護等になられた場合は、心身の状況、置かれている環境等に応じ、介護保険の申請等必要な支援を行います。

（ウ）ケアハウスでの生活が困難な状況や必要に応じて、居宅介護支援事業所

（ケアマネージャー）と連携し、介護型施設等への転所を提案させていただきます。

#### 2. 施設での転倒・骨折事故等安全面について

自立型の施設故に、

（ア）プライバシーに配慮し職員が勝手に居室に立ち入ることはしておりません。

また、生活の場であるため毎日職員が安否確認のために各居室を訪問することはしておりません。

（イ）できる限り事故や転倒を起こさないよう、環境整備や危機管理等を行い事故防止に努めていますが自身での自己管理をお願いします。

ケアハウスの特性と事情を十分にご理解いただきますようお願い申し上げます。

#### 3. 医療面について

ケアハウス安芸中野は、医師、看護師の配置はございませんが、入居者の方々の健康保持に努め必要に応じて協力医療機関への受診助言をいたします。

（ア）緊急時は、救急車を手配等の対応はいたしますが、入院や治療についての対応はご家族にお願いすることになります。

（イ）通院や入院に関する送迎はありません。

本書面に基づいて上記重要事項の説明を行いました。

(20 年) 令和 年 月 日  
社会福祉法人 慈楽福祉会  
ケアハウス安芸中野

説明担当者 \_\_\_\_\_ (押印省略)

本書面に基づいて上記重要事項の説明を受けました。

(20 年) 令和 年 月 日

※氏名欄は自署または押印を必要とします

入居者 \_\_\_\_\_ 印

身元保証人 \_\_\_\_\_ 印

令和6年10月改訂